

熊本県介護等体験（特別支援学校）実施要項

（趣 旨）

第1条 この要項は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。）第2条第1項の規定により、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者が、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を円滑に行うための手続き等のうち、県内特別支援学校（熊本大学教育学部附属特別支援学校を除く。）での実施（以下「介護等体験（特別支援学校）」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施期間）

第2条 介護等体験（特別支援学校）の実施期間は、2日間とする。

2 前項に規定する期間は、6月から翌年2月までのうち長期休暇の期間を除き、児童生徒の在校時間を基本に、実施校毎に日程を定めるものとする。

（実施校）

第3条 介護等体験（特別支援学校）の実施校（以下「受入校」という。）は、別に定める。

（対 象）

第4条 介護等体験（特別支援学校）の受入れ対象者は、介護等体験特例法の適用を受ける者で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を受けようとする者のうち、大学、短期大学及び指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学する者（科目等履修生を含む。以下「介護等体験生」という。）とする。

（申込み手続き）

第5条 大学等は、介護等体験生を取りまとめ、6月末日までに、次の各号に掲げる書類を受入校に提出するものとする。

(1) 申込書（様式1及び様式2）

(2) 切手を貼った大学等あての返信用封筒（受入通知用）

(3) 切手を貼った大学等又は介護等体験生あての返信用封筒（証明書送付用）

2 受入校は、折り返し介護等体験受入通知（様式3及び様式4）を、前項第2号の返信用封筒で、大学等に送付するものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等と受入校間で、介護等の体験を実施する予定日が設定しにくい場合には、1号の定めによらず書類提出を延長できるものとする。

（証明書の発行）

第6条 受入校は、介護等体験（特別支援学校）終了後、速やかに証明書（様式5）を発行し、第5条第1項第3号の返信用封筒で、大学等又は介護等体験生に送付するものとする。

2 受入校は、次条に規定する実施台帳に記載された者から証明書発行の請求があった場合は、前項に準じて発行等を行うものとする。

（実施台帳）

第7条 受入校は、介護等体験（特別支援学校）終了後、台帳に番号、氏名等を記載

し、保存するものとする。

(終了報告)

第8条 受入校は、介護等体験（特別支援学校）終了後、県教育委員会に、介護等体験実績報告書（様式6）を送付するものとする。

(費用負担)

第9条 受入校は、介護等体験（特別支援学校）の費用は徴収しない。

2 昼食等で学校給食を利用した場合や校外学習等に伴う交通費等については、実費を介護等体験生が負担するものとする。

(保険の加入)

第10条 介護等体験生は、介護等体験（特別支援学校）を行うに当たり、各自保険に加入するものとする。

(介護等体験生の責務)

第11条 介護等体験生は、受入校の指導に従わなければならない。

2 新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点から、介護等体験生は、実施期間前、実施期間中において、健康状態に最大限注意を払うとともに、検温、手洗い、手指消毒の徹底及びマスク等を着用の上、介護等の体験に当たるものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な状況になった場合や文部科学省から関連する通知があった場合は、この要項の定めによらず関係機関で協議の上、対応するものとする。

附 則

この要項は、令和元年（2019年）12月20日から施行する。

この要項は、令和2年（2020年）12月3日から施行する。

【申込み手続き等の流れ】

